

加害者プログラム基準書

ロスアンゼルス 保護観察課 ドメスティックバイオレンス加害者プログラム基準書

カリフォルニア州刑法第 1203.097 項は、裁判所及び保護観察は DV 被告人について下記に指定する基準から成る認定加害者プログラムのみ言及すると定める。

- 1 ドメスティックバイオレンスの阻止を目的としたプログラムを構築する。
- 2 ドメスティックバイオレンスは加害者に責任があることを理解する。
- 3 ドメスティックバイオレンスを重大な犯罪として認識する。(毎年 200 万から 400 万人の女性が殴られ、1,400 人が死亡している。ドメスティックバイオレンスは、15 歳から 44 歳の女性が負う怪我のうち二番目に多い原因とされる。)
- 4 今後の威嚇行為やドメスティックバイオレンスに対して被告人が責任を負うことを文書に明記し、被告人に関係内の暴力に対して責任を負わせる。
- 5 同性のグループセッションを継続して実施する。
- 6 身体的、感情的、性的、経済的虐待や暴言、このような虐待をやめる方法について文書に定義し被告人に初回面接(インテーク)を行う。
- 7 被害者に次のことを報告する。 a) 被告人はプログラム参加を命じられた。 b) 被害者からの情報は入手可能である。 c) 被告人がプログラムに参加することで暴力がなくなるという保証はない。被告人が被害者の居場所を知らない場合、センターは被害者を探す努力をして通知する。
- 8 被告人は薬物の影響がない状態でグループセッションに参加する。必要であれば、同時に薬物・アルコール依存治療または解毒治療に参加登録する。
- 9 少なくとも、ジェンダー役割、社会化、暴力の本質、権力とコントロールの力学、子どもや他者への暴力の影響についての教育プログラムを実施する。
- 10 夫婦カウンセリングや家族カウンセリング、またはその両方は受け付けない。
- 11 被告人のメリットになるかどうかプログラムの評価をもとに、参加拒否の権利が与えられる。注意: 被告人の支払い能力による拒否はしない。できれば他のプログラムを提案する。
- 12 ファシリテーターはそれぞれ以下を有する。
 - a) 加害者グループのセッション担当についてのセンターからの許可。個々のファシリテーターが資格を満たし、十分な研修や経験を証明するファシリテーター情報シートを保護観¹ FILENAME 20101010 加害者プログラム基準書¹ 察が管理する場合に限り許

加害者プログラム基準書

可される。

b) 配偶者虐待、児童虐待、性的虐待、薬物乱用、暴力及び虐待の力学、ドメスティックバイオレンスに関連する法令問題についての専門的な知識。

c) 教育プログラム作成の知識及びグループ教育を実施する能力。以下についての評価を最低限行う。

- 1) 身体的、感情的、性的、経済的虐待、口頭での暴力の定義
- 2) 虐待を止める方法(責任の持ち方、「タイムアウト」の取り方、関係内で平等・尊敬についての意識の持ち方など)
- 3) ジェンダー役割、4) 社会化、5) 暴力の本質、6) 権力とコントロールの力学、7) 子どもや他者への暴力の影響

d) 被告人に暴力に対する責任を取り続けさせ、被害者への脅しを警告し、児童虐待を報告し、警戒信号としての「赤旗」を意識し、致命的な参加者を管理する方略

e) 極小化、拒否、被害者の非難、不信、性差別的な言語、人種差別的な言語、崩壊、遅刻、欠席、宿題の不提出、被告人の特定の虐待行為や被害者の虐待に目を向ける努力について発表や話し合いをしない状況に対して立ち向かう能力

f) 夫婦カウンセリングが法的に除外される原因についての知識。プログラム終了前に夫婦カウンセリングを望む被告人に対応する能力。暴力が原因で、被害者はカウンセリングで安全に情報共有できないことをはっきり伝える能力。加害者グループで夫婦カウンセリングを被告人に提言することは、暴力の責任が被害者にあるということの意味する。

g) 向精神薬の作用がありながらセッションに参加する被告人を発見し対応する能力

h) 被害者の安全を危険にさらす情報を察知する能力(被告人から内密に得た情報や最寄りのシェルターの情報を漏洩してはならない)

i) 最低でも年に2回はDVシェルターと重要な協議を実施している証明。ファシリテーター自身の専門性、研修、支援を活用し、シェルターで得る被害者の問題を留意することが目的である。

j) 文化的及び人種的な問題に配慮してコースを実施する能力

k) 法廷に適切な提言を記述した報告書を適時適切に作成する能力

l) 被告人の学習履歴を追跡し、主要データを含む進捗シートを管理する能力

m) インテーク評価情報についての知識と理解力(第23項を参照)及び被告人がプログラムから利益を得られるかどうか見極める能力

加害者プログラム基準書

n) 倫理行動規範を順守する能力。ファシリテーター自身の生活において、暴力、違法薬物の使用、参加者との親密な関係、セクシュアルハラスメント、利害関係を避ける。ファシリテーターは、個人的なドメスティックバイオレンス問題について積極的に解決し、過去の刑事上の有罪判決があれば公表し、過去 3 年間は保護観察下でないこと。

o) 基準書及び方針を読んで理解した旨に署名する意欲

- 13 専門性や地域の DV センター研修援助を活用する。
 - 14 被告人との契約書に署名する。契約書には、センターの参加規程、セッション必要数、グループ規則（被告人は薬物作用のない状態で参加する義務があるなど）、プログラム概要、プログラム廃止についての情報を記述する。
 - 15 他のプログラム参加者に関する情報の開示を禁止する機密保持声明に被告人が署名し、それを入手する。
 - 16 文化的及び人種的問題に配慮する研修を実施する。
 - 17 被告人のプログラム参加を許可し、裁判所が要求する最低限のセッション参加数を明記した保護観察または裁判所からの文書を入手する。
 - 18 以下を明記した文書を保護観察または裁判所に提出する。
 - a) 判決後 30 日以内に参加登録した証明。料金含む（支払い能力に応じる）。
 - b) 3ヵ月ごとまたは命じられたとおりに作成した進捗報告書。出席、料金支払履歴、プログラム順守を記載する。
 - c) 被告人がプログラムに不適切である場合、その旨を記載した緊急報告書。刑事裁判所主体の命令に違反、プログラム要件に順守しないなど。
 - d) 刑法第 1203.097 項に定める基準に沿った被告人の進捗を記載し、プログラムの終了、終了失敗、継続を明記した最終評価報告書。
 - 19 カリフォルニア州刑法第 1230.097 (a) (10) (I-viii)項及び第 1203.097 (a) (12)項に定義する被告人の致死性及び行動の継続評価を反映した進捗シートを管理する。
 - 1) 被告人は最低 6 ヶ月間暴力をはたらいておらず、過去または新たな被害者に対して暴力行為をはたらいていない。
 - 2) 被告人は加害者プログラムに協力的に参加している。
 - 3) 被告人は、積極的な葛藤解決の方法を理解したことを明らかにしている。
 - 4) 被告人は、被害者に対する非難、蔑み、非人間的な扱いを回避し、被害者の安全を
- DV防止教育センター「カリフォルニアの実践に学ぶDV加害者更生プログラム研修会」資料
日本語翻訳 齋藤はる奈

加害者プログラム基準書

- 危険にさらしていない(例:性的いたずら、ストーカー行為、攻撃、脅し、性的虐待、殴打)。
- 5) 被告人は、脅しや暴力行為による支配は親密な関係では受け入れられないことを理解している。
 - 6) 被告人は、いかなる方法でいかなる者に脅してはいない。
 - 7) 被告人は、薬物アルコールに関する要求を満たしている。
 - 8) 被告人は、被害者に対する虐待的な行為について責任を取ることを明らかにしている。
 - 9) 被告人は、指定されたプログラムに十分に参加している。
 - 10) 被告人は治療の恩恵を受けている。
 - 11) 被告人は犯罪行為に携わっていない。
 - 12) 被告人は保護命令やすべての保護観察条件を順守している。
- 20 被告人の支払い能力に応じて、貧困者ポリシーなどスライド制料金スケジュールを使用する。被告人は、未払いの理由だけでグループへの参加は拒否されないが、滞納によって尋問のため法廷へ送還される場合がある。
- 21 被害者を強制的に加害者プログラムへ参加させたり、被害者の参加に応じてプログラムに登録させたりしない。
- 22 資金源にかかわらず、以下の基準に沿うこと。
- a) 講義、講座、グループ討論などの教育プログラムについて、ガイドライン及び基準を設ける。
 - b) プログラムの進捗を評価するために被告人を監督する。
 - c) プログラムの途中棄権や不十分な終了について、裁判所及び保護観察課へ報告する仕組みを管理する。
- 23 社会的経済的状況、家族・地域背景、学歴、犯罪歴、病歴、職歴、薬物乱用の履歴、年齢、現行の不法行為、被害者との口頭による相談(被害者が希望する場合のみ)、治療の履歴、回復意欲、過去の暴力例、致死性について、インテーク評価を行う。

重要: 致命的な警告サインの例(状況を考慮して客観的に捉え、必要であれば相談する): 1. 殺人または自殺未遂・脅し・計画 2. 殺人や自殺の空想 3. うつ 4. 武器の所持 5. パートナーまたは家族への執着(仕事、配偶者、子どもに会う権利などの喪失に

加害者プログラム基準書

- ついて強調する) 6. 被害者が加害者のアイデンティティを占める程度(嫉妬、独占欲、ストーカー行為、「自分が彼女を得られなければ誰も得られない」という意識) 7. 激情(頻度、程度、衝動性、冷酷性) 8. 薬物またはアルコールの摂取 9. ペットへの虐待 10. 他人への暴力による逮捕歴 11. 頻繁な反社会的な行動(「反社会質」 Sociopathy) 12. 時間と共に激しさを増すパートナーへの暴力行為(過去のパートナー含む) 13. 早いサイクルでの暴力の繰り返し 14. 被告人またはパートナーからの隔離の程度 15. パートナーへの敵対心 16. 所有物への虐待 17. 自責の念の程度 18. 幼少のころの家庭での激しい暴力 19. 性的虐待の程度及び本質 20. 非難の外面化 21. 被害者の怪我の場所及び程度 22. 被害者や家族への容易な行き来
- 24 カリフォルニア州刑法第 1230.097 (a) (10) (I-viii)項及び第 1203.097 (a) (12)項に定める基準(第 19 項を参照)に基づき、被告人のプログラム進捗を反映する終了会議を開く。
- 25 被告人に、15 ヶ月以内に 52 回以上のグループセッションへの参加を要求する。各グループセッション時間は最低 2 時間で、休憩や料金徴収に 10 分以上費やしてはならない。
- 26 グループの人数は 15 名以内に設定する。(ファシリテーターがもう 1 名いる場合は、人数を 20 名までに増やしてもよい。)
- 27 必須コース内容を実施し、以下のガイドラインに沿ってグループを運営する能力を発揮する。
- a) 極小化、拒否、被害者への非難を対処する。
 - b) 性差別的または非人間的な発言やジェスチャーを対処する。
 - c) 身体的暴力、性的暴力、言葉の暴力、言葉以外の暴力、感情的暴力、子どもを使った暴力など、参加者自身の行為や虐待方法について話してもらい、それぞれの講座内容に結びつけする。
 - d) 参加者は、すべての虐待的な行為について責任を持ち続ける。
 - e) セッションでは権力とコントロールの問題を根底に、ジェンダー役割について取り上げる。
 - f) 暴力に代わるものを強く主張する。
 - g) 教材やグループ討論は、被告人の家庭内虐待に明確に関連していること。ファシリテーターは、被告人が脱線しないよう対応する。(例: パートナーのせいにする、アルコールや薬物の理由を強調しすぎる、具体的な虐待行為を話さない。)
 - h) 「彼女がどうやって DV を引き起こさせたんだ」など、彼女が共謀しているような発言は避けさせる。

加害者プログラム基準書

- i) 参加者全員がグループ討論に参加するようはたらきかける。過去の虐待行為についてのエピソードなどを用いて、グループの意思疎通を図る。エピソードには、被告人が虐待をやめる方法を学べる情報を織り込む。
 - j) 加害者の治療に関連した緊急問題に対応する必要がなければ、決められたコース教材を使用する。
 - k) 被害者の安全を第一に優先する。
 - l) グループセッションは、安全面を考慮して予定内容を確実に実施する。(時間通りに開始、責任、適切なグループサイズ、秩序を乱すまたは参加しない被告人を排除)
 - m) ファシリテーターは、礼儀正しく性差別的でない態度と行動を示す。
- 28 プログラム内容を記述して保護観察に申請する。
- 29 加害者治療プログラムに対して管理運営を適切に実施する。プログラムは以下を有すること。
- a) 加害者治療グループのプログラム担当者が、「加害者治療グループ」のまとめ役として経験がある証拠。グループの本来の目的は、ドメスティックバイオレンスの対応である。担当者は最低 1 年の経験があること(薬物及びアルコールカウンセリングは数えない)。グループは、3 人以上のメンバーからなること。保護観察は、ファシリテーターの資格を評価する権利を有する。経験のある担当者が職を辞すときは、保護観察に通知しなければならない。
 - b) 財政責任に関する声明文
 - c) 賃貸物件契約書、ライセンス、許可、保険
 - d) グループセッションを実施するための会議室。会議室は、十分な広さで、椅子、配線、騒音レベル、空調、駐車スペースがあり、安全基準が適切であること。被害者プログラムから離れていること。その他グループセッション開催にあたり不適切な問題がないこと。
 - e) 保護観察に事前通知する方針。運営担当者、開催場所、閉鎖、追加など、センターに大きな変更が生じた場合は事前に通知する。変更時には、参加者のために十分に変更期間を設ける。
 - f) 担当者のための安全計画
 - g) 担当者の休日、休暇、病欠、解雇計画。割り当てられた時間で被告人がプログラムを終了でき、担当者不在が原因で単位が得られないことがないようにする。担当者が

加害者プログラム基準書

欠席したためにプログラムに参加できなかった被告人をサポートするバックアップ計画も織り込む。

- 30 センター及びグループは、保護観察が抜き打ちにセッションをしている所で検査を実施することを心得る。加害者プログラムは、法令を順守して運営しなければならない。管理及び人事マニュアル、人事ファイル、被告人ファイル、加害者治療グループの直接観察が評価対象である。
- 31 初期申請費用として、センター1件あたり250ドルを支払う。認定または認定業務の継続には、毎年7月に更新料金として250ドルを支払う。
- 32 センター支所開設計画がある場合、初回の承認申請にて申請する。
- 33 承認業務の管理について、保護観察をサポートする情報の要求があれば随時対応する。
- 34 承認を得るために事実と異なることを報告しない。事実と異なる報告をした場合、承認取り消しなどの制裁を受ける可能性がある。
- 35 必要であれば、保護観察の行政不服プロセスを利用する。
- 36 承認業務の管理にあたり必要及び適切とみなされた場合、保護観察は基準を追加することに留意する。

